

『ちょっと暮らし』住宅入居者募集要項

1 要 旨

本町は、本町へ移住・定住を希望する方々に対し、準備に要する期間の住居を提供し、移住・定住の支援を行います

2 応募資格

- (1)町外から本町へ移住や定住をご希望される成人の方で、同居する親族がある世帯とします。定員は、原則2人以上とします。
- (2)暴力団員（同居者含む）は入居できません。
- (3)申請は1世帯1戸とし、使用許可決定後、速やかに入居できる世帯とします。

3 募集

(1)募集住宅 日の出団地3F-38棟（住所：白糠町東1条北7丁目3番地）

(2)募集戸数 4戸（9号、10号、11号、12号）

※全て3階、3DK ※エレベーターはありません。

(3)使用期間 1週間以上で1ヶ月を超えない期間

(4)使用料

使用期間	1週間	2週間	3週間	1ヶ月
使用料(単位：円)	6,800	13,600	20,400	27,200
〔うち申込金 (使用料の50%)〕	(3,400)	(6,800)	(10,200)	(13,600)

- ・申込金は、送付する納付書により指定期日までにお支払いください。
- ・申込金を除く使用料は、使用開始当日に役場でお支払いください。
- ・使用料に加え、共用管理費として1,000円を徴収します。
- ・1週間は7日間とし、1ヶ月は31日間とします。
- ・それぞれの週未満の日数の場合でも、その週に相当する使用料を徴収します。
- ・使用期間が1ヶ月を超える場合、1ヶ月分に超えた日数に相当する週の使用料を加算します。
- ・申込み後にキャンセルした場合は、使用料の50%をキャンセル料として徴収します。
- ・使用料には以下のものが含まれます。

〔ガス料金、電気料金、上下水道料金、備え付け家財道具などの使用料、NHK受信料、燃料代、駐車場使用料（1台分）、インターネット回線使用料〕

(5)備 品 テレビ、照明器具、冷蔵庫、洗濯機、暖房機器、食器類など

※詳細備品リストのとおり

- ・寝具はありません。

（リース（貸し布団）を希望される方は申し出ください）

- ・日常消耗品（歯ブラシ・タオル・ティッシュペーパー・トイレットペーパー等）は各自でご用意ください。

4 応募方法

「白糠町ちょっと暮らし住宅使用許可申請書」を白糠町ホームページよりダウンロードまたは、当町へご請求いただき、必要事項を記入のうえ、使用開始日の14日前までに郵送にて提出してください。

- (1)提出書類 ①白糠町ちょっと暮らし住宅使用許可申請書
②本人確認のできるもの（運転免許証など顔写真付のもの写し）
③事前アンケート

(2)送付先・問合せ先

〒088-0392 北海道白糠町西1条南1丁目1番地1

白糠町役場 経済部 建設課 住宅管理係 (Tel 01547-2-2171 内線 285)

5 選考方法

- (1)申請書を審査し、先着順により使用者を決定します。また、同じ住宅、使用期間に複数のお申込みがあった場合は、日程調整させて頂く場合があります。
(2)審査の結果については、後日郵便により通知します。
(3)審査結果の通知と併せて申込金の納付書を送付いたします。なお、指定期日までに申込金の納付が無い場合は、使用許可を取り消すことがあります。

6 入居・退居の手続き

- (1)使用開始当日に使用許可決定通知書と申込金の領収書を持参し、白糠町役場経済部建設課住宅管理係へお越しください。諸手続き等が完了した後に、住宅の鍵をお渡しいたします。
(2)退去時に、住宅の状況を確認させていただき、問題が無ければ鍵を返却していただきます。なお、原状回復に係る修繕費用が発生した場合は、使用者の負担となります。
(3)入退居日は、土・日・祝日、年末年始等を除く日とします。(受付 10:00~15:00)

7 アンケート協力

入居が決定した方は、利用状況や本町での活動状況等に関するアンケートに協力をしていただきます。(アンケートの回答内容は、HP等で公開させていただく場合があります)

8 その他

- (1)火気の取扱いに注意し、水道の凍結を防止するとともに、備品、食器類等を適切に取り扱ってください。
(2)ごみ出しのルールを遵守してください。
(3)退去する際は、清掃等を十分に行い、住宅を現状に復してください。
(4)屋内、屋外問わずペットの飼育はできません。
(5)近所の住民に迷惑を及ぼす行為をしてはいけません。

<令和7年4月1日現在>